

株式会社商工組合中央金庫が実施する 株式会社明和クリーンに対する ポジティブ・インパクト・ファイナンスに係る 第三者意見

株式会社日本格付研究所は、株式会社商工組合中央金庫が実施する株式会社明和クリーンに対するポジティブ・インパクト・ファイナンスについて、国連環境計画金融イニシアティブの策定した「ポジティブ・インパクト金融原則」及び「資金使途を限定しない事業会社向け金融商品のモデル・フレームワーク」への適合性に対する第三者意見書を提出しました。

本件は、環境省の ESG 金融ハイレベル・パネル設置要綱第 2 項（4）に基づき設置されたポジティブインパクトファイナンスタスクフォースがまとめた「インパクトファイナンスの基本的考え方」への整合性も併せて確認しています。

* 詳細な意見書の内容は次ページ以降をご参照ください。



第三者意見書

2025 年 6 月 2 日

株式会社 日本格付研究所

評価対象：

株式会社明和クリーンに対するポジティブ・インパクト・ファイナンス

貸付人：株式会社商工組合中央金庫

評価者：株式会社商工中金経済研究所

第三者意見提供者：株式会社日本格付研究所（JCR）

結論：

本ファイナンスは、国連環境計画金融イニシアティブの策定した「ポジティブ・インパクト金融原則」及び「資金用途を限定しない事業会社向け金融商品のモデル・フレームワーク」に適合している。

また、環境省の ESG 金融ハイレベル・パネル設置要綱第 2 項（4）に基づき設置されたポジティブインパクトファイナンスタスクフォースがまとめた「インパクトファイナンスの基本的考え方」と整合的である。

I. JCR の確認事項と留意点

JCR は、株式会社商工組合中央金庫（「商工中金」）が株式会社明和クリーン（「明和クリーン」）に対して実施する中小企業向けのポジティブ・インパクト・ファイナンス（PIF）について、株式会社商工中金経済研究所（「商工中金経済研究所」）による分析・評価を参照し、国連環境計画金融イニシアティブ（UNEP FI）の策定した「ポジティブ・インパクト金融原則」及び「資金使途を限定しない事業会社向け金融商品のモデル・フレームワーク」（モデル・フレームワーク）に適合していること、環境省の ESG 金融ハイレベル・パネル設置要綱第 2 項（4）に基づき設置されたポジティブインパクトファイナンスタスクフォースがまとめた「インパクトファイナンスの基本的考え方」と整合的であることを確認した。

PIF とは、持続可能な開発目標（SDGs）の目標達成に向けた企業活動を、金融機関等が審査・評価することを通じて促進し、以て持続可能な社会の実現に貢献することを狙いとして、当該企業活動が与えるポジティブなインパクトを特定・評価の上、融資等を実行し、モニタリングする運営のことをいう。

ポジティブ・インパクト金融原則は、4 つの原則からなる。すなわち、第 1 原則は、SDGs に資する三つの柱（環境・社会・経済）に対してポジティブな成果を確認できること、なおかつネガティブな影響を特定し対処していること、第 2 原則は、PIF 実施に際し、十分なプロセス、手法、評価ツールを含む評価フレームワークを作成すること、第 3 原則は、ポジティブ・インパクトを測るプロジェクト等の詳細、評価・モニタリングプロセス、ポジティブ・インパクトについての透明性を確保すること、第 4 原則は、PIF 商品が内部組織または第三者によって評価されていることである。

UNEP FI は、ポジティブ・インパクト・ファイナンス・イニシアティブ（PIF イニシアティブ）を組成し、PIF 推進のためのモデル・フレームワーク、インパクト・レーダー、インパクト分析ツールを開発した。商工中金は、中小企業向けの PIF の実施体制整備に際し、商工中金経済研究所と共同でこれらのツールを参照した分析・評価方法とツールを開発している。ただし、PIF イニシアティブが作成したインパクト分析ツールのいくつかのステップは、国内外で大きなマーケットシェアを有し、インパクトが相対的に大きい大企業を想定した分析・評価項目として設定されている。JCR は、PIF イニシアティブ事務局と協議しながら、中小企業の包括分析・評価においては省略すべき事項を特定し、商工中金及び商工中金経済研究所にそれを提示している。なお、商工中金は、本ファイナンス実施に際し、中小企業の定義を、中小企業基本法の定義する中小企業等(会社法の定義する大会社以外の企業)としている。

JCR は、中小企業のインパクト評価に際しては、以下の特性を考慮したうえでポジティブ・インパクト金融原則及びモデル・フレームワークとの適合性を確認した。

- ① SDGs の三要素のうちの経済、ポジティブ・インパクト金融原則で参照するインパクトエリア/トピックにおける社会経済に関連するインパクトの観点からポジティブな成果が期待できる事業主体である。ソーシャルボンドのプロジェクト分類では、雇用創出や雇用の維持を目的とした中小企業向けファイナンスそのものが社会的便益を有すると定義されている。
- ② 日本における企業数では全体の約 99.7%を占めるにもかかわらず、付加価値額では約 56.0%にとどまることからわかるとおり、個別の中小企業のインパクトの発現の仕方や影響度は、その事業規模に従い、大企業ほど大きくはない。¹
- ③ サステナビリティ実施体制や開示の度合いも、上場企業ほどの開示義務を有していないことなどから、大企業に比して未整備である。

II. ポジティブ・インパクト金融原則及びモデル・フレームワークへの適合に係る意見

ポジティブ・インパクト金融原則 1 定義

SDGs に資する三つの柱（環境・社会・経済）に対してポジティブな成果を確認できること、なおかつネガティブな影響を特定し対処していること。

SDGs に係る包括的な審査によって、PIF は SDGs に対するファイナンスが抱えている諸問題に直接対応している。

商工中金及び商工中金経済研究所は、本ファイナンスを通じ、明和クリーンの持ちうるインパクトを、UNEP FI の定めるインパクトエリア/トピック及び SDGs の 169 ターゲットについて包括的な分析を行った。

この結果、明和クリーンがポジティブな成果を発現するインパクトエリア/トピックを有し、ネガティブな影響を特定しその低減に努めていることを確認している。

SDGs に対する貢献内容も明らかとなっている。

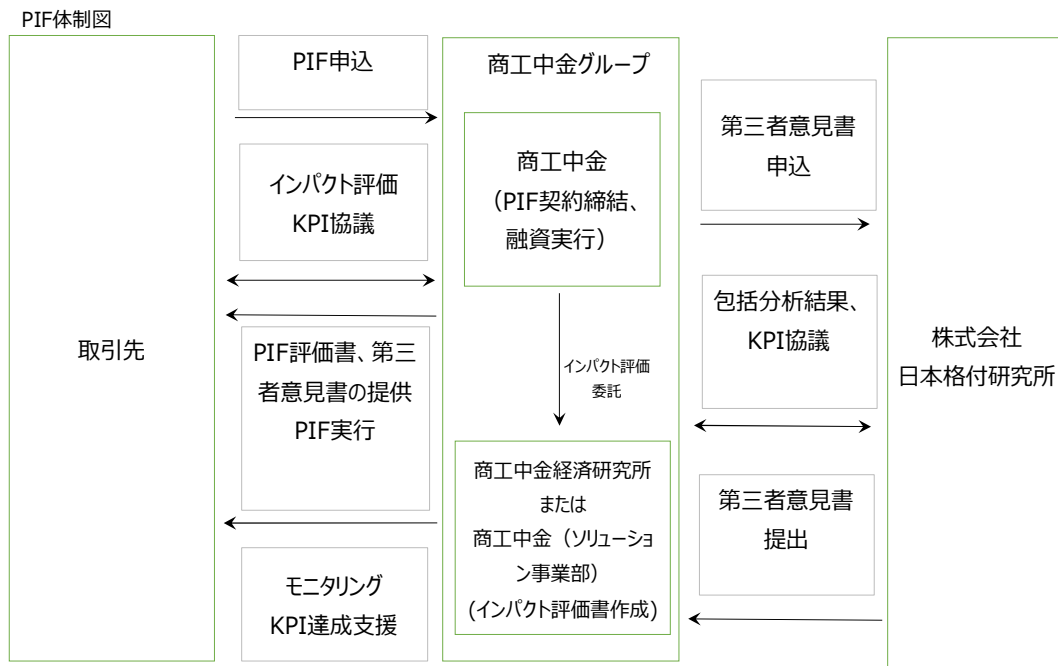
ポジティブ・インパクト金融原則 2 フレームワーク

PIF を実行するため、事業主体（銀行・投資家等）には、投融資先の事業活動・プロジェクト・プログラム・事業主体のポジティブ・インパクトを特定しモニターするための、十分なプロセス・方法・ツールが必要である。

JCR は、商工中金が PIF を実施するために適切な実施体制とプロセス、評価方法及び評価ツールを確立したことを確認した。

¹ 令和 3 年経済センサス・活動調査。中小企業の区分は、中小企業基本法及び中小企業関連法令において中小企業または小規模企業として扱われる企業の定義を参考に算出。業種によって異なり、製造業の場合は資本金 3 億円以下または従業員 300 人以下、サービス業の場合は資本金 5,000 万円以下または従業員 100 人以下などとなっている。小規模事業者は製造業の場合、従業員 20 人以下の企業をさす。

(1) 商工中金は、本ファイナンス実施に際し、以下の実施体制を確立した。



(出所：商工中金提供資料)

(2) 実施プロセスについて、商工中金では社内規程を整備している。

(3) インパクト分析・評価の方法とツール開発について、商工中金からの委託を受けて、商工中金経済研究所が分析方法及び分析ツールを、UNEP FI が定めた PIF モデル・フレームワーク、インパクト分析ツールを参考に確立している。

ポジティブ・インパクト金融原則 3 透明性

PIF を提供する事業主体は、以下について透明性の確保と情報開示をすべきである。

- ・本 PIF を通じて借入人が意図するポジティブ・インパクト
- ・インパクトの適格性の決定、モニター、検証するためのプロセス
- ・借入人による資金調達後のインパクトレポート

ポジティブ・インパクト金融原則 3 で求められる情報は、全て商工中金経済研究所が作成した評価書を通して商工中金及び一般に開示される予定であることを確認した。

ポジティブ・インパクト金融原則 4 評価

事業主体（銀行・投資家等）の提供する PIF は、実現するインパクトに基づいて内部の専門性を有した機関または外部の評価機関によって評価されていること。

本ファイナンスでは、商工中金経済研究所が、JCR の協力を得て、インパクトの包括分析、特定、評価を行った。JCR は、本ファイナンスにおけるポジティブ・ネガティブ両側面のインパクトが適切に特定され、評価されていることを第三者として確認した。

III. 「インパクトファイナンスの基本的考え方」との整合に係る意見

インパクトファイナンスの基本的考え方は、インパクトファイナンスを ESG 金融の発展形として環境・社会・経済へのインパクトを追求するものと位置づけ、大規模な民間資金を巻き込みインパクトファイナンスを主流化することを目的としている。当該目的のため、国内外で発展している様々な投融資におけるインパクトファイナンスの考え方を参照しながら、基本的な考え方をとりまとめているものであり、インパクトファイナンスに係る原則・ガイドライン・規制等ではないため、JCR は本基本的考え方に対する適合性の確認は行わない。ただし、国内でインパクトファイナンスを主流化するための環境省及び ESG 金融ハイレベル・パネルの重要なメッセージとして、本ファイナンス実施に際しては本基本的考え方に整合的であるか否かを確認することとした。

本基本的考え方におけるインパクトファイナンスは、以下の 4 要素を満たすものとして定義されている。本ファイナンスは、以下の 4 要素と基本的には整合している。ただし、要素③について、モニタリング結果は基本的には借入人である明和クリーンから貸付人である商工中金及び評価者である商工中金経済研究所に対して開示がなされることとし、可能な範囲で対外公表も検討していくこととしている。

要素① 投融資時に、環境、社会、経済のいずれの側面においても重大なネガティブインパクトを適切に緩和・管理することを前提に、少なくとも一つの側面においてポジティブなインパクトを生み出す意図を持つもの

要素② インパクトの評価及びモニタリングを行うもの

要素③ インパクトの評価結果及びモニタリング結果の情報開示を行うもの

要素④ 中長期的な視点に基づき、個々の金融機関/投資家にとって適切なリスク・リターンを確保しようとするもの

また、本ファイナンスの評価・モニタリングのプロセスは、本基本的考え方で示された評価・モニタリングフローと同等のものを想定しており、特に、企業の多様なインパクトを包括的に把握するものと整合的である。

IV. 結論

以上の確認より、本ファイナンスは、国連環境計画金融イニシアティブの策定したポジティブ・インパクト金融原則及びモデル・フレームワークに適合している。

また、環境省の ESG 金融ハイレベル・パネル設置要綱第 2 項 (4) に基づき設置されたポジティブインパクトファイナンスタスクフォースがまとめた「インパクトファイナンス



JCR Sustainable
PIF for SMEs

の基本的考え方」と整合的である。

(第三者意見責任者)

株式会社日本格付研究所

サステナブル・ファイナンス評価部長

梶原 敦子

梶原 敦子

担当主任アナリスト

川越 広志

川越 広志

担当アナリスト

間場 紗壽

間場 紗壽

本第三者意見に関する重要な説明

1. JCR 第三者意見の前提・意義・限界

日本格付研究所（JCR）が提供する第三者意見は、事業主体及び調達主体の、国連環境計画金融イニシアティブの策定した「ポジティブ・インパクト金融原則」及び「資金使途を限定しない事業会社向け金融商品のモデル・フレームワーク」への適合性及び環境省 ESG 金融ハイレベル・パネル内に設置されたポジティブインパクトファイナンスタスクフォースがまとめた「インパクトファイナンスの基本的考え方」への整合性に関する、JCR の現時点での総合的な意見の表明であり、当該ポジティブ・インパクト金融がもたらすポジティブなインパクトの程度を完全に表示しているものではありません。

本第三者意見は、依頼者である調達主体及び事業主体から供与された情報及び JCR が独自に収集した情報に基づく現時点での計画又は状況に対する意見の表明であり、将来におけるポジティブな成果を保証するものではありません。また、本第三者意見は、ポジティブ・インパクト・ファイナンスによるポジティブな効果を定量的に証明するものではなく、その効果について責任を負うものではありません。本事業により調達される資金が同社の設定するインパクト指標の達成度について、JCR は調達主体または調達主体の依頼する第三者によって定量的・定性的に測定されていることを確認しますが、原則としてこれを直接測定することはありません。

2. 本第三者意見を作成するうえで参照した国際的なイニシアティブ、原則等

本意見作成にあたり、JCR は、以下の原則等を参照しています。

国連環境計画金融イニシアティブ

「ポジティブ・インパクト金融原則」

「資金使途を限定しない事業会社向け金融商品のモデル・フレームワーク」

環境省 ESG 金融ハイレベル・パネル内ポジティブインパクトファイナンスタスクフォース

「インパクトファイナンスの基本的考え方」

3. 信用格付業にかかる行為との関係

本第三者意見を提供する行為は、JCR が関連業務として行うものであり、信用格付業にかかる行為とは異なります。

4. 信用格付との関係

本件評価は信用格付とは異なり、また、あらかじめ定められた信用格付を提供し、または閲覧に供することを約束するものではありません。

5. JCR の第三者性

本ポジティブ・インパクト・ファイナンスの事業主体または調達主体と JCR との間に、利益相反を生じる可能性のある資本関係、人的関係等はありません。

■留意事項

本文書に記載された情報は、JCR が、事業主体または調達主体及び正確で信頼すべき情報源から入手したものです。ただし、当該情報は、人為的、機械的、またはその他の事由による誤りが存在する可能性があります。したがって、JCR は、明示的であると暗示的であるとを問わず、当該情報の正確性、結果、的確性、適時性、完全性、市場性、特定の目的への適合性について、一切表明保証するものではなく、また、JCR は、当該情報の誤り、遺漏、または当該情報を使用した結果について、一切責任を負いません。JCR は、いかなる状況においても、当該情報のあらゆる使用から生じうる、機会損失、金銭的損失を含むあらゆる種類の、特別損害、間接損害、付随的損害、派生的損害について、契約責任、不法行為責任、無過失責任その他責任原因のいかなるものもを問わず、また、当該損害が予見可能であると予見不可能であるとを問わず、一切責任を負いません。本第三者意見は、評価の対象であるポジティブ・インパクト・ファイナンスにかかる各種のリスク（信用リスク、価格変動リスク、市場流動性リスク、価格変動リスク等）について、何ら意見を表明するものではありません。また、本第三者意見は JCR の現時点での総合的な意見の表明であって、事実の表明ではなく、リスクの判断や個別の債券、コマーシャルペーパー等の購入、売却、保有の意思決定に関して何らの推奨をするものでもありません。本第三者意見は、情報の変更、情報の不足その他の事由により変更、中断、または撤回されることがあります。本文書に係る一切の権利は、JCR が保有しています。本文書の一部または全部を問わず、JCR に無断で複製、翻案、改変等を行うことは禁じられています。

■用語解説

第三者意見：本レポートは、依頼人の求めに応じ、独立・中立・公平な立場から、銀行等が作成したポジティブ・インパクト・ファイナンス評価書の国連環境計画金融イニシアティブの「ポジティブ・インパクト金融原則」及び「資金使途を限定しない事業会社向け金融商品のモデル・フレームワーク」への適合性について第三者意見を述べたものです。
事業主体：ポジティブ・インパクト・ファイナンスを実施する金融機関をいいます。
調達主体：ポジティブ・インパクト・ビジネスのためにポジティブ・インパクト・ファイナンスによって借入を行う事業会社等を行います。

■サステナブル・ファイナンスの外部評価者としての登録状況等

- ・国連環境計画 金融イニシアティブ ポジティブインパクト作業部会メンバー
- ・環境省 グリーンボンド外部レビュー登録
- ・ICMA (国際資本市場協会に外部評価者としてオブザーバー登録) ソーシャルボンド原則作業部会メンバー

■その他、信用格付業者としての登録状況等

- ・信用格付業者 金融庁長官（格付）第1号
- ・EU Certified Credit Rating Agency
- ・NRSRO：JCR は、米国証券取引委員会が定める NRSRO (Nationally Recognized Statistical Rating Organization) の5つの信用格付クラスのうち、以下の4クラスに登録しています。(1)金融機関、ブローカー・ディーラー、(2)保険会社、(3)一般事業法人、(4)政府・地方自治体、米国証券取引委員会規則17g-7(a)項に基づく開示の対象となる場合、当該開示はJCRのホームページ (<http://www.jcr.co.jp/en/>) に掲載されるニュースリリースに添付しています。

■本件に関するお問い合わせ先

情報サービス部 TEL：03-3544-7013 FAX：03-3544-7026

株式会社 **日本格付研究所**

Japan Credit Rating Agency, Ltd.
信用格付業者 金融庁長官（格付）第1号

〒104-0061 東京都中央区銀座5-15-8 時事通信ビル

ポジティブ・インパクト・ファイナンス評価書

2025 年 6 月 2 日

株式会社商工中金経済研究所

商工中金経済研究所は株式会社商工組合中央金庫（以下、商工中金）が株式会社明和クリーン（以下、明和クリーン）に対してポジティブ・インパクト・ファイナンスを実施するに当たって、明和クリーンの活動が、自然環境・社会・社会経済に及ぼすインパクト（ポジティブな影響及びネガティブな影響）を分析・評価しました。

分析・評価に当たっては、株式会社日本格付研究所の協力を得て、国連環境計画金融イニシアティブ（UNEP FI）が提唱した「ポジティブ・インパクト金融原則」及び「資金用途を限定しない事業会社向け金融商品のモデル・フレームワーク」に適合させるとともに、ESG 金融ハイレベル・パネル設置要綱第 2 項（4）に基づき設置されたポジティブインパクトファイナンスタスクフォースがまとめた「インパクトファイナンスの基本的考え方」に整合させた上で、中堅・中小企業^{※1}に対するファイナンスに適用しています。

※1 中小企業基本法の定義する中小企業等（会社法の定義する大会社以外の企業）

目次

1. 評価対象のファイナンスの概要
2. 企業概要・事業活動
 - 2.1 基本情報
 - 2.2 業界動向
 - 2.3 企業理念、経営方針等
 - 2.4 事業活動
3. 包括的インパクト分析
4. 本ファイナンスの実行にあたり特定したインパクトと設定した KPI 及び SDGs との関係性
5. サステナビリティ管理体制
6. モニタリング
7. 総合評価

1. 評価対象のファイナンスの概要

企業名	株式会社明和クリーン
借入金額	シンジケートローン組成額 3,300,000,000 円
資金使途	設備資金
借入期間	コミット型タームローン 14 年（コミット期間 2 年）
モニタリング実施時期	毎年 1 月

2. 企業概要・事業活動

2.1 基本情報

本社所在地	徳島県三好市山城町大和川 697 番地 1
創立	1995 年 8 月 11 日
資本金	13,000,000 円
従業員数	93 名（2025 年 2 月現在）
事業内容	産業廃棄物処分業、特別管理産業廃棄物処分業、産業廃棄物収集運搬業、特別管理産業廃棄物収集運搬業、汚染土壌処理業、一般廃棄物処分業
主要取引先	徳島化製事業(協)、四国メディカルトリートメントセンター、日亜化学工業(株)、(株)旭金属、バンドウクリエート(株)、旭鉦石(株)、阿波製紙(株)、J-POWER 電源開発(株)、四国電力グループ、(株)環境保全センター、西播商事(株)、西播環境整備(株)、(株)京葉興業、三好市・三好郡・美馬市等各市町村（順不同）他

【業務内容】

- 明和クリーンは、徳島県三好市山城町に本社を構え、徳島県を中心とした四国全県を対象に、一般廃棄物、産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物の収集運搬業務、産業廃棄物中間処理業務、並びに最終処分業務を行っている。なお、主要な収集運搬業務については、関連会社の(有)ヤマト重機が担っている。受託した産業廃棄物の再資源化にも積極的に取り組む等、総合環境企業として循環型社会の構築に貢献している。

● 事業の特徴

・収集運搬事業

産業廃棄物収集運搬業の許可を取得し、三好市を中心に県内全域より産業廃棄物の収集を行っている。但し、収集量については関連会社である(有)ヤマト重機がその大部分を担っている。

＜処理実績(有)ヤマト重機実績＞ 対象期間：2023年4月～2024年3月

廃棄物種類	処理量 t
混合固化物	23,953.63
燃え殻	16,039.19
污泥	12,018.51
混合廃棄物	11,128.37
ガラス・陶磁器くず	3,212.31
その他	13,867.58
収集運搬量合計	80,219.59

・中間処理業

収集した廃棄物は、そのまま最終処分場にて埋立処理されるものを除き、中間処理施設に運ばれ、破碎施設等のプラントにて分別、破碎、圧縮、焼却等徹底した再資源化、減量化が行われている。

＜処理実績＞ 対象期間：2023年4月～2024年3月

廃棄物種類	処分方法等	処理量 t
木くず	焼却	1,171.20
ゴムくず	焼却	1.81
廃油	焼却	0.87
金属くず	分別・選別	146.19
廃プラスチック	破碎・圧縮	684.10
中間処理量合計		2,004.17

・最終処分業

埋立地面積 76,936 m²、埋立容積 1,751,058m³の処理能力を有する管理型最終処分場を有し、一般廃棄物、産業廃棄物並びに燃え殻、汚泥、廃プラスチックから廃石綿等の特別産業管理廃棄物まで 18 種類の産業廃棄物の処理を可能としている。

＜処理実績＞ 対象期間：2023 年 4 月～2024 年 3 月(出典：当社提供データより)

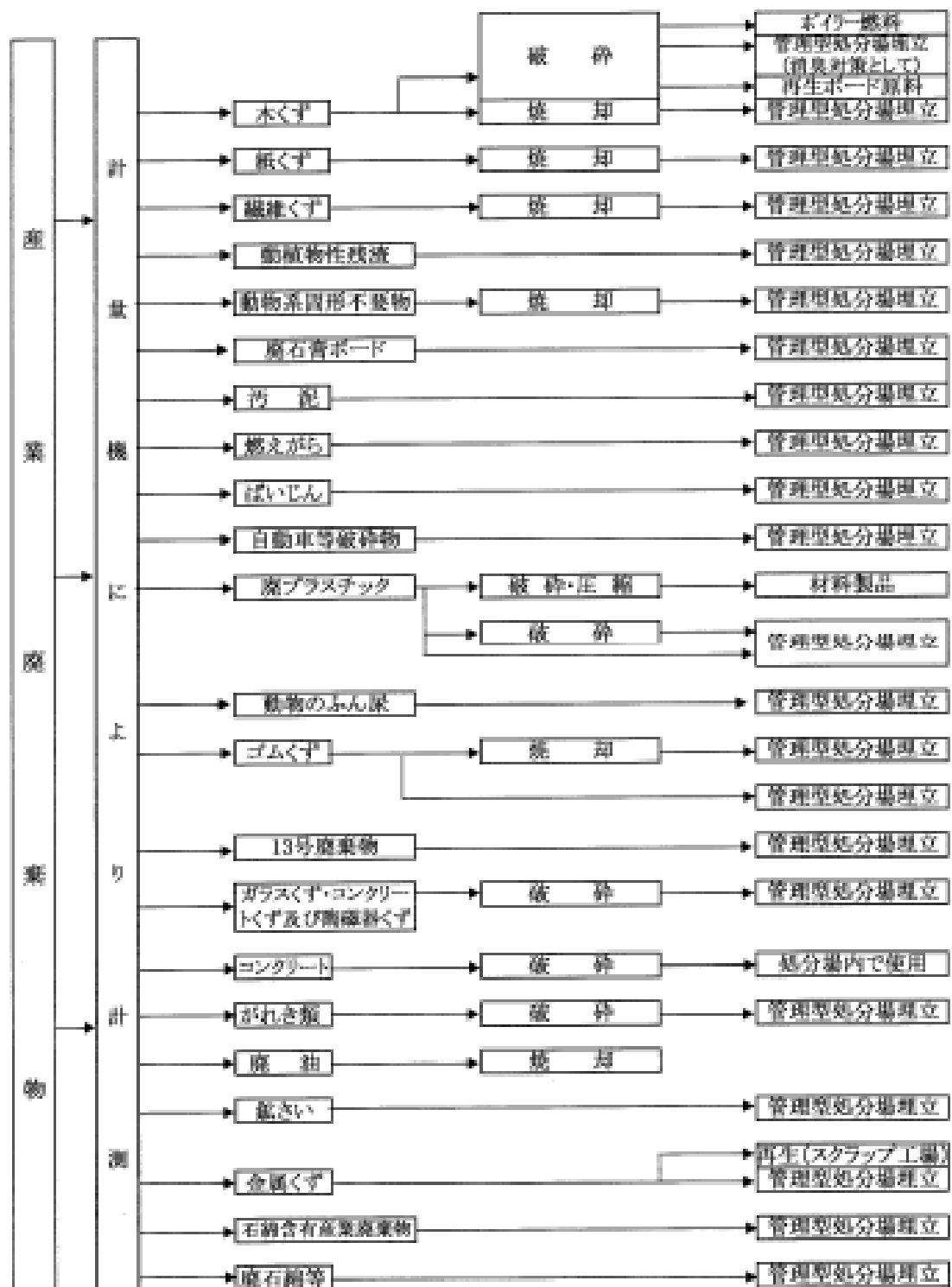
産業廃棄物

廃棄物種類	処分方法等	処理量 t
燃え殻	管理型最終処分場	17,296.55
汚泥	管理型最終処分場	29,590.52
混合固化物	管理型最終処分場	23,953.63
混合廃棄物	管理型最終処分場	20,224.42
汚染土壌	管理型最終処分場	6,477.35
その他	管理型最終処分場	21,667.21
最終処分量合計		119,209.68

一般廃棄物

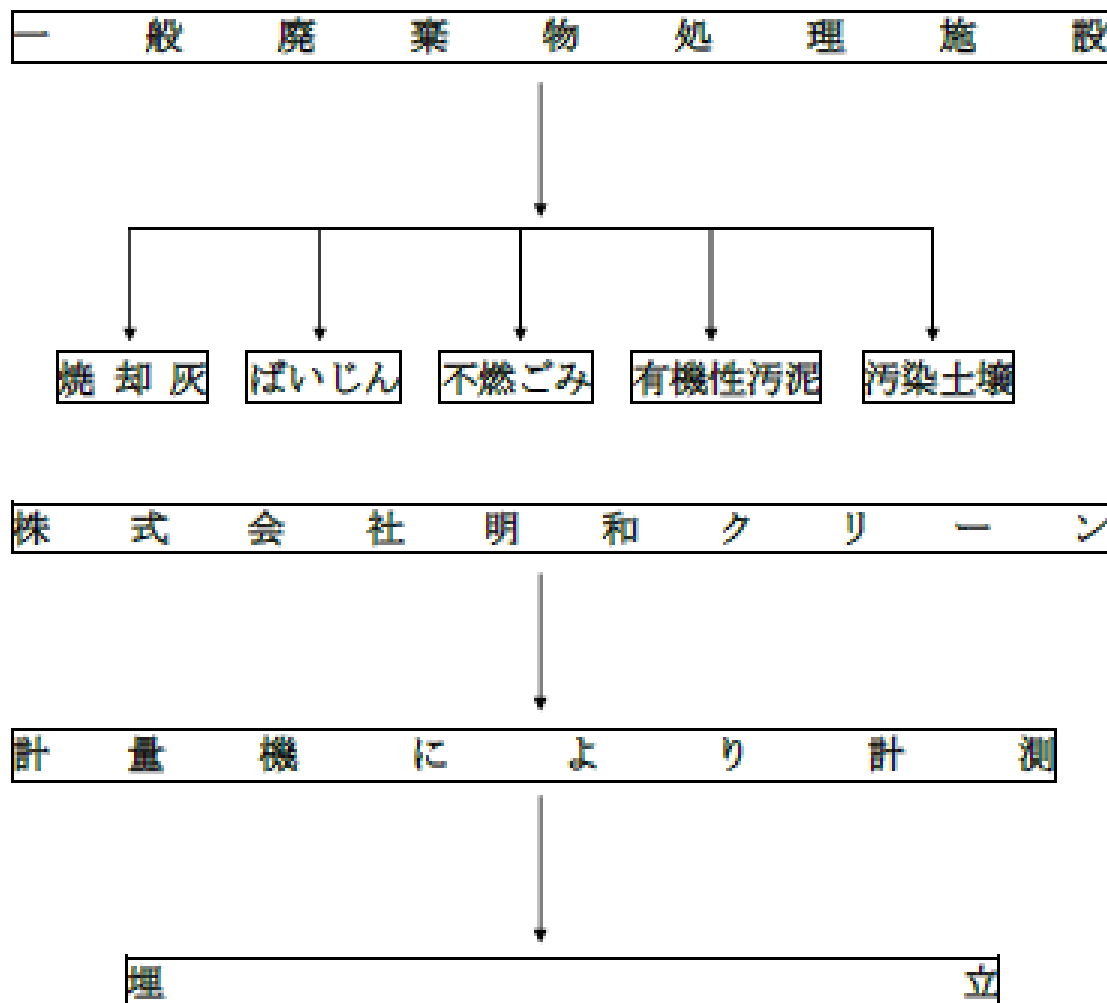
廃棄物種類	処分方法等	処理量 t
焼却灰	管理型最終処分場	4,350.92
ばいじん	管理型最終処分場	196.15
不燃物	管理型最終処分場	566.92
有機性汚泥	管理型最終処分場	166.77
最終処分量合計		5,280.76

● 産業廃棄物処理工程



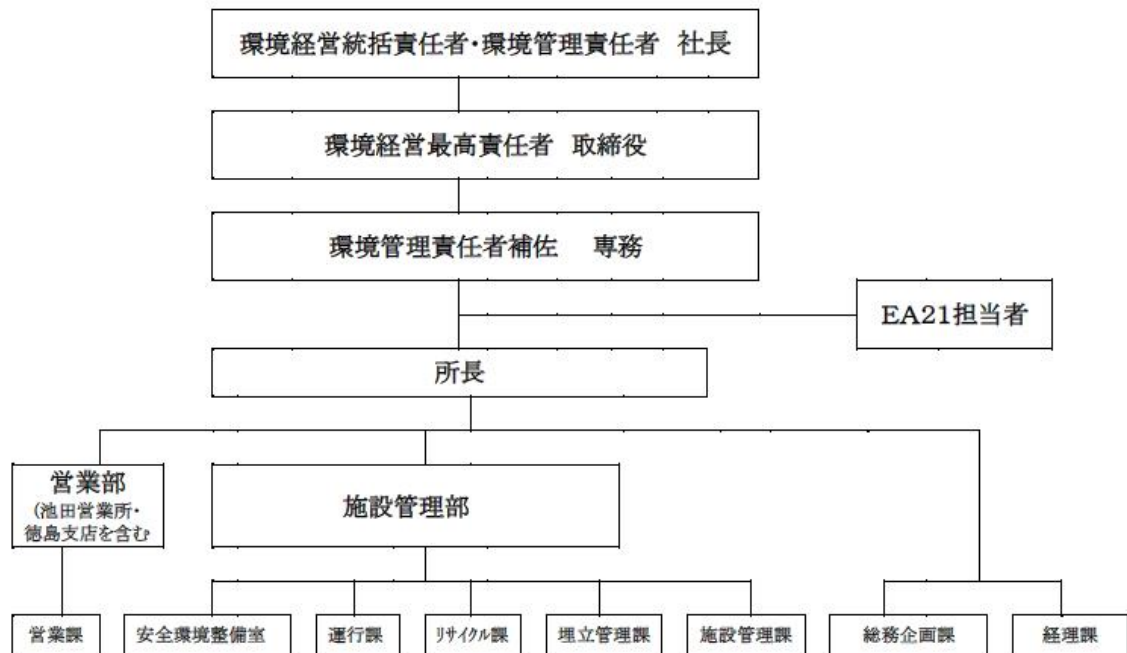
図表① 産業廃棄物処理工程図 出典：当社提供

- 一般廃棄物処理工程



図表② 一般廃棄物処理工程図 出典：当社提供

● 組織図



図表③ 組織図 出典：当社提供

【事業拠点】

<山城本社事業所>



住所：徳島県三好市山城町寺野字大休
場 956 番地
敷地面積：123.3 m²
特徴：総務、経理、営業統括等本社機能
を担っている。

写真① 山城本社事業所 出典：当社提供

<池田営業所>



写真② 池田営業所 出典：当社提供

住所：徳島県三好市池田町字州津
1373 番地

敷地面積：209.3 m²

特徴：池田市内及びその周辺をエリアとする
営業拠点。

<徳島支店>



写真③ 徳島支店 出典：当社提供

住所：徳島県徳島市東大工町 2 丁目 23
敷地面積：172.0 m²

特徴：徳島市内及びその周辺をエリアとする
営業拠点。

<関連会社/(有)ヤマト重機>



写真④ (有)ヤマト重機本社 出典：当社提供

住所：徳島県三好市池田町州津乳ノ木
1373 番地

敷地面積：209.3 m²

特徴：産業廃棄物収集運搬業、特別管
理産業廃棄物収集運搬業、総合解体業、
建設業(土木、建築、とび・土工、しゅんせ
つ、解体)、土木、建築に関する工事用機
械の提供(ポンプ車、クレーン車)。

【主要設備】

＜管理型最終処分場＞



写真⑤ 管理型最終処分場 出典：当社提供

埋立地面積：76,936 m²

埋立容積：1,751,058m³

特徴(受け入れ品目)：産業廃棄物(燃え殻、汚泥、廃プラスチック類、紙くず等)、特別管理産業廃棄物(廃石綿等)、汚染土壌、一般廃棄物(焼却灰、ばいじん、不燃ごみ、有機性汚泥)。

＜水処理施設＞



写真⑥ 水処理施設 出典：当社提供

設備概要：調整池、污水处理プラント

浸出水調整層：22,398m³

特徴：管理型最終処分場から発生する汚水は全て調整池に流入される。汚水は最新の処理システムを経て放流される。

＜焼却施設＞



写真⑦ 焼却施設 出典：当社提供

設備概要：直燃式焼却装置

焼却能力：4.8t/日(600kg/hr、8hr/日運転)

燃焼室容積：20.5m³

投入方式：重機による間欠投入(60分～70分毎)。

<破碎施設>



写真⑧ 破碎施設 出典：当社提供

設置台数：6台(内1台は移動式)
処理対象物：廃プラスチック類、木くず、が
れき類、金属くず、ゴムくず等
最大処理能力:937.76t/日(がれき類)

<圧縮施設>



写真⑨ 圧縮施設 出典：当社提供

設置台数：1台
処理対象物及び処理能力：
廃プラスチック類：5.28t/h
紙くず：2.16t/h
繊維くず：4.18t/h
ゴムくず：5.61t/h

<運搬車両/(有)ヤマト重機>



写真⑩ 運搬車両 出典：当社提供

車両概要：産業廃棄物収集運搬業車輛
・トレーラー(トラクタ・セミトレーラー)4台
・キャブオーバー(10t・3t・2t)7台
・脱着装置付コンテナ専用車
(10t・8t・4t)13台
・10t ダンプ 10台

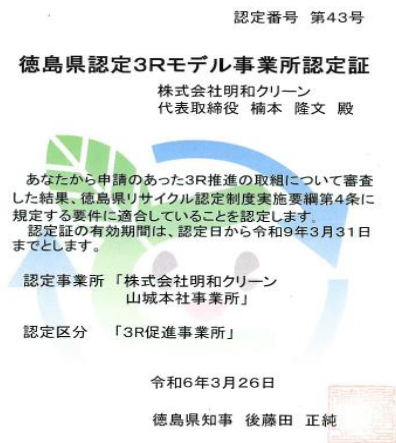
【沿革】

1995年8月	有限会社明和クリーン創立
1997年6月	徳島県産業廃棄物処理業の許可（中間処理（焼却）・最終処分（埋立））を受ける（許可番号 3640047058）
1997年12月	中間処理業（焼却）に、中間処理業（破碎）の追加の許可を受ける
1999年3月	産業廃棄物収集運搬業の許可を受ける（許可番号 3610047058）
2001年2月	管理型最終処分場の設置に伴う品目の追加の許可を受ける
2003年1月	中間処理場（圧縮）の追加の許可を受ける
2003年8月	一般廃棄物処理施設設置許可を受ける
2003年10月	一般廃棄物処理業（最終処分・埋立）の許可を受ける
2005年4月	一般廃棄物処理業に（破碎・破碎洗浄・圧縮）の追加を受ける
2006年5月	株式会社明和クリーンに組織変更
2006年9月	一般廃棄物・産業廃棄物処理施設変更許可を受ける
2008年6月	管理型最終処分場の埋立容量の増加に伴う処分業変更届の許可を受ける
2009年3月	産業廃棄物処理業の項目の追加の変更許可を受ける エコアクション 21 の認証を受ける
2011年3月	エコアクション 21 の更新・登録
2013年3月	エコアクション 21 の更新・登録
2014年1月	産業廃棄物の焼却施設定期検査の許可を受ける
2015年1月	産業廃棄物処理施設（破碎施設）の変更許可を受ける
2016年6月	管理型最終処分場の埋立容量の増加に伴う処分業変更届の許可を受ける
2017年9月	管理型最終処分場の埋立容量の増加に伴う処分業変更届の許可を受ける
2019年9月	管理型最終処分場の取り扱う産業廃棄物・一般廃棄物の種類、水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等の取り扱いを明らかにするための変更届の許可を受ける
2020年8月	移動式破碎機（KDC-1102B）（きくず）の追加に伴う処分業の変更許可を受ける
2020年12月	管理型最終処分場の埋立容量の増加に伴う処分業の変更許可を受ける
2021年3月	破碎施設（BR120T）（木くず）の追加に伴う処分業の変更許可を受ける
2022年1月	管理型最終処分場の埋立容量の増加に伴う処分業変更届の許可を受ける
2022年5月	破碎施設（ウラコー95DK）の追加に伴う処分業変更届の許可を受ける
2022年6月	産業廃棄物処分業の更新許可を受ける
2022年7月	管理型最終処分場の埋立容量の増加に伴う処分業変更届の許可を受ける

【許可・登録】

名称	登録番号
産業廃棄物の処分業の許可	徳島県 許可番号:3640047058
特別産業廃棄物の処分業の許可	徳島県 許可番号:3680047058
産業廃棄物の収集運搬業の許可	徳島県 許可番号:3610047058
特別産業廃棄物の収集運搬業の許可	徳島県 許可番号:3650047058
汚染土壌処理業の許可	徳島県 許可番号:3600100001
一般廃棄物処理業の許可	三好市

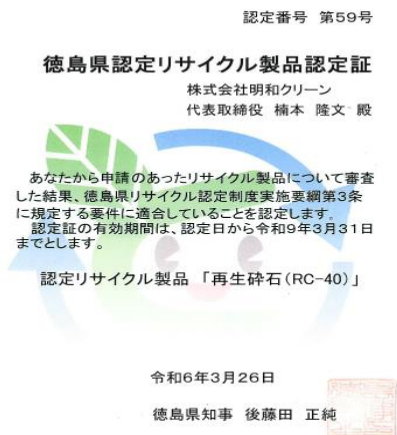
【受賞歴】



廃棄物等の発生抑制、循環資源の再使用・再生利用の 3R の推進に積極的取り組み、加えて、著しい成果を上げている県内の事業所として 2024 年 3 月に徳島県より 3R モデル事業所に認定された。



写真⑪ 徳島県認定 3R モデル事業所認定証 出典：当社提供

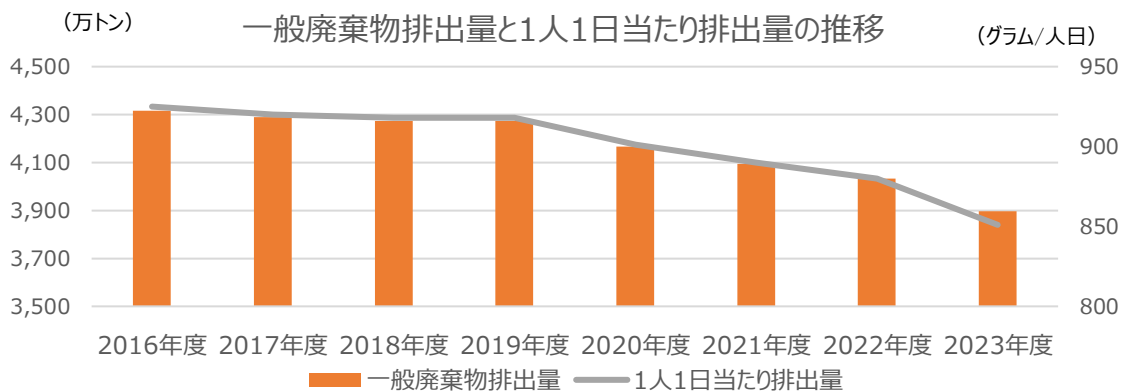


県内で発生した廃棄物等を原材料として、県内の工場等で製造加工された優良なリサイクル製品「再生砕石(RC-40)」が2024年3月に徳島県より徳島県認定リサイクル製品に認定された。



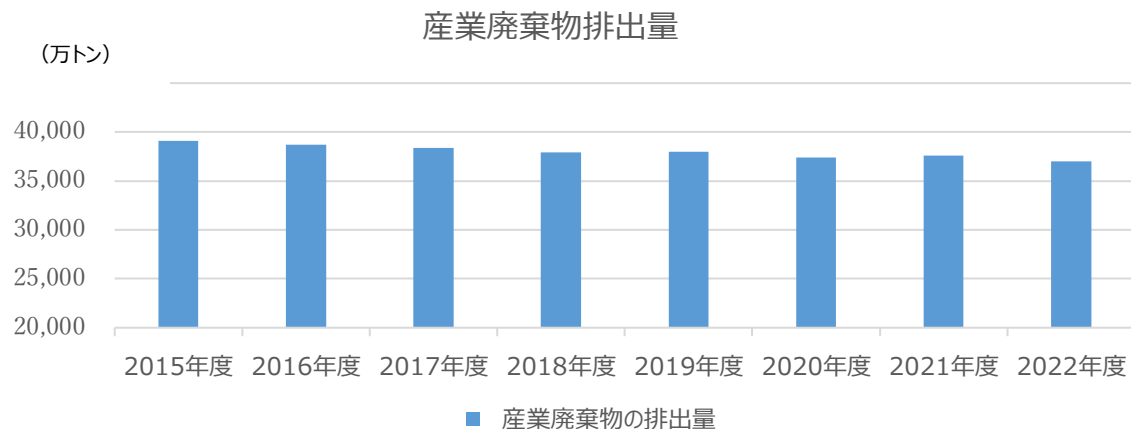
写真⑫ 徳島県認定リサイクル製品認定証 出典：当社提供

2.2 業界動向



図表④ 出典：一般廃棄物処理実態調査結果（環境省）

一般廃棄物排出量及び1人1日当たりの排出量は、第二次石油危機の1979年度以降にやや減少傾向が見られた後、1985年度前後から急激に増加し、1990年度からは横ばいないし微増傾向が続いてきたが、2001年度からは人口減少やリサイクル率の向上により減少傾向となっており、2023年度における一般廃棄物排出量は、3,897万トン、1人1日当たり851グラムとなった。



図表⑤ 出典：産業廃棄物の排出・処理状況等（環境省）

一方、1990年度以降の産業廃棄物の排出量の状況をみると、40,000万トン弱で大きな変化はなく、ほぼ横ばいとなっている。このように、一般廃棄物排出量並びに1人1日当たりの排出量は減少傾向にあるが、産業廃棄物はほぼ横ばい（再資源化、減量化の進展はあるものの、ここ数年は底堅い建設需要を背景とした建設業関連廃棄物の増加もあり横ばい推移の要因となっている）となっており、産業廃棄物の収集運搬、中間処理及び最終処分業においてさらなる分別、リサイクルへの積極的な取り組みによる再資源化、減量化が求められている。当社は、1995年の創立以来、再資源化並びに減量化に継続的に取り組んでおり、今後もサーキュラーエコノミーへの貢献を目指している。

2.3 企業理念、経営方針等

【企業理念】

企業理念
私たちは産業廃棄物処分量を通じて、限りある資源・生命の尊さを学び、循環型社会の形成に努める企業を目指します。

【環境経営方針】

基本理念
当社は、廃棄物処理業を通じて、地域住民の生活文化の向上に寄与するとともに、循環型社会形成の一翼を担い、地球に優しい環境保全と環境に配慮した事業活動を継続的に取り組むことで、環境経営の持続的改善を推進します。 SDGs（持続可能な開発目標）を自らの課題として捉え、事業活動を通じて「住み続けられる街づくり」に貢献します。
行動指針
基本理念に基づき、当社は以下に掲げる事項について、行動指針として積極的に推進いたします。 1. 当社の事業活動において、EA21 の活動により環境保全に取り組み、継続的に努めます。 2. 二酸化炭素排出量の削減、廃棄物排出量の削減、水使用量の削減を重点目標とし、目標を定めて組織的に取り組みます。 3. 当社に適用する環境関連法規を順守します。 4. 従業員に環境教育を行い、環境保全意識の向上に努めます。 5. グリーン購入及び場内・地域周辺の清掃による環境美化に積極的に取り組みます。 6. 環境に配慮した分別回収に積極的に取り組みます。 7. この環境方針は全社員に周知いたします。

2.4 事業活動

明和グリーンは以下のような自然環境・社会・社会経済へのインパクトを生む事業活動を行っている。

【自然環境面】

■ CO2 排出量削減への取り組み

- CO2 排出量の算定による見える化に継続的に取り組んでいる。CO2 排出量の算定は、気候変動対策の基本となる。事業活動による排出量を正確に把握することで、CO2 排出量の削減目標を設定し、それに向けた具体的な行動を計画策定している(後述)。
- 運搬車両におけるアイドリングストップ等のエコドライブに取り組んでいる。エコドライブは、自動車から排出される CO2 排出量を極力抑える運転方法で、具体的には、「無用なアイドリングをやめる」、「経済速度で走る」、「点検・整備を徹底する」、「タイヤの空気圧を適正にする」、「無駄な荷物は積まない」、「空ふかしをやめる」、「急発進、急加速、急ブレーキをやめる」等を意識した運転に継続的に取り組んでいる。
- 各事業所において、不要時の室内消灯、エアコンフィルターの清掃、エアコンの最適な温度設定及び LED 照明の導入(導入率 100%)等により消費電力抑制に取り組んでいる。
- 再生可能エネルギー創出に向けた取り組みとして処分場場内に太陽光発電システムを導入し、再生可能エネルギー創出に貢献するとともに CO2 排出削減に取り組んでいる。

発電量	使用量	排出係数	CO2 削減量	電力会社
MWh/年	MWh/年	Kg-CO2/kWh	t-CO2/年	
96.627	378.246	0.461	44.545	四国電力

* CO2 削減量 = 発電量 × 排出係数、使用量 : 当社全体の電力使用量

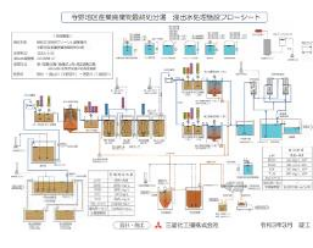
* 発電量、使用量期間 : 2023 年 4 月 ~ 2024 年 3 月

- 現場で使用する作業重機について、ハイブリッド及び低燃費型の重機を導入することで、燃料消費量を低減し、CO2 排出量を削減している。
- 2009 年にエコアクション 21 の認証・登録を受け、環境経営システムの構築に取り組んでいる。具体的な環境経営目標は、CO2 排出量の削減、廃棄物の排出量削減、産業廃棄物の削減等 6 項目からなる。各項目について、目標設定と実績管理を行い、その活動結果を環境活動レポートとして取りまとめている。今後も、エコアクション 21 の継続的な認証・登録を通じ、効果的、効率的、継続的に CO2 の削減を始めとした環境負荷低減に取り組んで行く。

■ 環境汚染リスク低減への取り組み

- 水処理施設は、調整槽、凝集沈殿槽、生物処理、高度処理、汚泥処理で構成されている。処理水は、敷地法面下部の放流口より、最終処分場付近を流れる相川へ放流され、その後、1 級河川の銅山川を経て同じく 1 級河川の吉野川へと流される。
- 水処理施設は、最終処分場拡張整備に伴う浸出水の増加、水質条件の変更に对应すべく、既存設備のリニューアルを行った。既設水槽を活用し、新設水槽と連携させ、かつ限られた敷地内及び水槽内に独自の水処理機器を組み込むことで、処理効率を高める設備としている。
- 水処理施設の運転は、基本的にシーケンスプログラム^{※2}による自動運転を行う。設備運転状況は、管理室のパソコン設備監視システムに集約され、リアルタイムでの監視、記録を行っている。また、携帯電話による遠隔での監視が可能である。

※2 あらかじめ決められた順序で処理を行うように制御されたプログラム。

施設等	処理内容等	写真
調整池	管理型最終処分場内で、廃棄物層から浸出する水（汚水）は、まず 1 号汚水槽に集約される。梅雨・台風時において 1 号汚水槽の水位が上昇すると自動的にポンプアップされ 3 号汚水槽へ移送する。また、3 号汚水槽の水位が上昇すると自動的に 4 号汚水槽にも移送されるシステムとなっている。なお、調整汚水槽は 23,600m ³ の容量を備えている。	
汚水処理プラント	調整池に集められた汚水は、放流可能な水質にするため、プラント内で生物処理や化学的処理、砂ろ過・活性炭等の最新の処理システムを経て、放流される。	
最新の処理システム	より良い水質を目指すために、当社では通常の処理に加え、前処理としてカルシウム除去、最終処理として砂ろ過・活性炭処理を行っている。また、紫外線滅菌装置にて大腸菌や細菌類を滅菌後に放流を行っている。これらの処理により魚が棲息出来るほどの水質となっている。	

写真⑬ 調整池、汚水処理プラント、最新の処理システム 出典：当社提供

- 近年各地で頻繁に発生している異常気象等を鑑み、集中豪雨対策として、埋立覆土終了後の区画にキャッピングシート※3等の敷設を行い、雨水を可能な限り排除し、汚水量削減を実施している。

※3 ポリエチレンシートの優れた物理的特性と柔らかさを兼ね備えた、低密度ポリエチレン素材の遮水シート。

■ 廃棄物削減及び再資源化への取り組み

- 産業廃棄物の収集運搬・処理・リサイクルへの取り組みにおいては、建設現場等に設置される分別用コンテナにて排出業者により分別され、収集後は中間処理施設にて適正に処理する等、廃棄物の再資源化、減量化に取り組んでいる。また、特別管理産業廃棄物である廃石綿及び石綿含有産業廃棄物を適正に収集・運搬・管理し最終処分ができるシステムを構築している。
- 産業廃棄物の再資源化、減量化への取り組み強化として、排出業者への分別の徹底を促している。具体的には、木くずや金属くず等 9 種類の産業廃棄物ごとに作成した当社オリジナルの表示プレート「2m³フレコン分別カード」を廃棄物回収ボックス等に掲示している。「2m³フレコン分別カード」の特徴は、廃棄物の名前及び写真を大きく表示し、廃棄物の誤投入を抑制している。また、付着物や異物混入禁止等を示した注意事項を表示している。



■ 廃棄物処理の貢献への取り組み

- 当社は、徳島県三好市と東みよし町でつくるみよし広域連合(三好市、東みよし町の連合行政機関)より日量 50 t の産業廃棄物及び一般廃棄物のごみ処理事業を 2027 年 2 月頃までに受託する予定である。受託に際し、新たに一般廃棄物・産業廃棄物焼却炉施設を当社敷地内に新設する。焼却炉については、25 t 焼却炉 2 基を設置、1 日 1 基当り 25t の焼却が可能である。これら取り組みの背景として、みよし広域連合で運用している公設焼却炉施設が老朽化し、代替を検討してい

た。しかし、公設焼却炉施設では同地区の一般廃棄物しか受け入れることができず、人口が減少している同地区の一般廃棄物だけでは超長期的に見て採算が合わなくなることが予想されることから、民間連携として当社に対して焼却炉事業への取り組み依頼があったもの。民間運用であれば一般廃棄物だけでなく産業廃棄物の受け入れが可能であり、契約次第では他自治体の一般廃棄物も受け入れ可能であることから超長期的視点で持続可能性が高まるとの判断によるもの。このように、地域の環境影響に配慮した施設整備をするとともに適正な維持管理に努め、行政の一躍を担うこととなった。なお、評価対象のファイナンスについては、一般廃棄物・産業廃棄物焼却炉施設の新設工事資金として利用される。



図表⑦ 新設焼却炉イメージ図 出典：当社提供

■ ペーパレス化の取り組み

- 当社は、廃棄物の削減、資源保護及び業務効率化の観点からペーパレス化に積極的に取り組んでいる。以前は、紙媒体による会社案内を年間約 1,000 部作成、配布していたが、3 年前より会社案内のデジタル化に完全移行した(当社ホームページから会社案内をダウンロード)。また、タブレット型電子端末を導入することで、会議資料のデジタル化を実現した。さらに、稟議書や各種報告書をシステムによるワークフローに切り替える等ペーパレス化を徹底している。

【社会面】

■ 従業員の健康増進への取り組み

- 当社では、有給休暇取得日数の増加や時間外労働時間の削減を通じ従業員の健康増進へ積極的に取り組んでいる。ムダな業務の削減や他部署への応援体制の構築により属人化した業務を無くし、時間外労働時間の削減並びに全従業員が公平にいつでも休暇を取得できる環境を整備している。その結果、時間外勤務は発生していない。また、有給休暇の取得に際しては、更なる取得日数の増加に向け有給休暇取得計画を毎年作成し、管理職による定期的な取得状況のチェックにより有給休暇を計画的に取得する環境整備に取り組んでいる。なお、有給休暇については、法令で義務付けられた日数を遵守している。

	2024/9 期
有給休暇取得率	73.1%

■ 安全な職場環境づくりへの取り組み

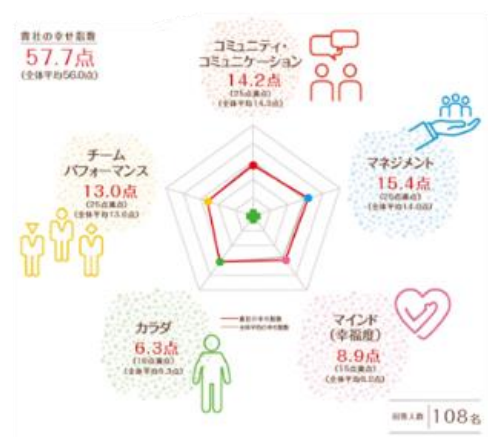
- 労働災害発生防止への取り組みとして安全衛生委員会を毎月開催している。労働災害につながる可能性のある事象についての共有並びに原因究明と再発防止の策定を実施している。また、安全管理全般を統括する責任者として安全衛生管理者 1 名を従事させている。

	2020/9 期	2021/9 期	2022/9 期	2023/9 期	2024/9 期
労働災害総件数	4	0	3	4	4
内労基署宛報告件数	1	0	0	1	2

■ 幸せデザインサーベイを活用した従業員幸福度の向上への取り組み

- 会社の発展と社員の幸福を追求しながら、個人の幸福度と組織のパフォーマンスを両立させる目的で、2025 年 9 月までに商工中金が提供する「幸せデザインサーベイ※⁴」に取り組むとしている。

※4 幸せデザインサーベイは、従業員アンケートの実施により中小企業の幸せを可視化するサービス。会社の幸せを、組織としての「コミュニティ・コミュニケーション」、「チームパフォーマンス」、「マネジメント」と、個々の従業員の「カラダ」、「マインド（幸福度）」の 5 つの要素から構成。総合点を幸せ指数として算定する（100 点満点）。



図表⑧ 幸せデザインサーベイイメージ図
出典：商工中金提供

■ 人材育成への取り組み

- 当社は、専門性のある人材の育成を継続的に行っている。産業廃棄物の収集運搬・処理・リサイクルに必要な資格取得を推進している。資格取得に必要なスキルの習得を目的とした外部講習会への参加について、勤務時間内での参加を許容するとともに、参加費用については全額会社負担としている。また、資格取得者による社内研修会の開催や OJT を積極的に実施している。

＜資格取得者数 2025 年月 2 月末時点＞

資格種類	取得者数（延べ人数）
産業廃棄物最終処分場技術管理者	3 名
産業廃棄物中間処理技術管理者	3 名
産業廃棄物焼却施設技術管理者	2 名
ごみ処理施設（一般廃棄物）焼却施設技術管理者	2 名
破碎・リサイクル施設技術管理者	1 名
大気関係第 2 種公害防止管理者	1 名
水質関係第 2 種公害防止管理者	1 名
合 計	13 名

■ ダイバーシティへの取り組み

- 当社では、高齢者や障がい者雇用に積極的に取り組んでいく予定である。高齢者雇用への取り組みについて、定年は 66 歳としているが、66 歳以上についても希望者のために 1 年契約での再雇用制度を導入する等高齢者雇用にも積極的に取り組んでいる(2025 年 2 月時点最高齢雇用:83 歳)。また、障がい者雇用については、障がい者の希望や能力、適性を十分に活かすとともに障がい者の新規採用に積極的に取り組んで行く予定である。なお、採用に関しては、ハローワークを通じて就労を希望する障がい者の採用を実施する。また、採用後も働きやすい環境整備にも継続して取り組んで行く予定である。

	2025 年 2 月
66 歳以上従業員数	21 名
障がい者従業員数	5 名

■ 働きがいのある職場づくりへの取り組み

- 当社の賃金は、企業規模別「中企業」、産業別「サービス業(他に分類されないもの)」の平均賃金（厚生労働省：令和 5 年賃金構造基本統計調査）を上回る適正な水準で、ここ数年は毎年ベースアップを実施している。こうした取り組みにより、働きがいのある職場づくりに取り組んでいる。
- 当社では、福利厚生の一環として全従業員を対象に会社負担によるがん保険に加入している。万が一従業員ががんに罹患した際は保険金全額をがんに罹患した従業員が受け取ることができる。

【社会経済面】

■ 地域の中小企業経済繁栄への取り組み

- 事業活動において発生する産業廃棄物の処理は地域の中小企業の経済活動に不可欠であり、当社が行っているリサイクル並びに産業廃棄物処理事業は、徳島県を中心に四国全県を対象とした地域における中小企業経済の発展に貢献している。

3.包括的インパクト分析

UNEP FI のインパクトレーダー及び事業活動などを踏まえて特定したインパクト

社会（個人のニーズ）		
紛 争	現代奴隷	児童労働
データプライバシー	自然災害	健康および安全性
水	食 料	エネルギー
住 居	健康と衛生	教 育
移動手段	情 報	コネクティビティ
文化と伝統	ファイナンス	雇 用
賃 金	社会的保護	ジェンダー平等
民族・人種平等	年齢差別	その他の社会的弱者
社会経済（人間の集団的ニーズ）		
法の支配	市民的自由	セクターの多様性
零細・中小企業の繁栄	インフラ	経済収束
自然環境（プラネタリーバウンダリー）		
気候の安定性	水 域	大 気
土 壤	生物種	生息地
資源強度	廃棄物	

（黄：ポジティブ増大 青：ネガティブ緩和 緑：ポジティブ/ネガティブ双方 のインパクトを表示）

【UNEP FI のインパクト分析ツールを用いた結果】

国際標準産業分類	非有害廃棄物の収集、有害廃棄物の収集、非有害廃棄物の処理および処分、有害廃棄物の処理および処分
ポジティブ・インパクト	水、エネルギー、健康と衛生、文化と伝統、雇用、賃金、零細・中小企業の繁栄、水域、大気、土壌、生物種、生息地、資源強度、廃棄物
ネガティブ・インパクト	健康および安全性、賃金、社会的保護、気候の安定性、水域、大気、土壌、生物種、生息地、資源強度、廃棄物

【当社の事業活動などを踏まえて特定したインパクト】

■ ポジティブ・インパクト

インパクト	取組内容
零細・中小企業の繁栄	➢ 地域の中小企業経済繁栄への取り組み
資源強度、廃棄物	➢ 廃棄物削減及び再資源化への取り組み ➢ 廃棄物処理の貢献への取り組み

■ネガティブ・インパクト（緩和の取り組み）

インパクト	取組内容
健康および安全性	➤ 従業員の健康増進への取り組み ➤ 安全な職場環境づくりへの取り組み ➤ 幸せデザインサーベイを活用した従業員幸福度の向上への取り組み
気候の安定性、資源強度	➤ CO2 排出量削減への取り組み
健康および安全性、水域、大気、土壌、生物種、生息地	➤ 環境汚染リスク低減への取り組み
資源強度、廃棄物	➤ ペーパーレス化への取り組み

■ポジティブ・インパクトとネガティブ・インパクト（緩和の取り組み）の両方

インパクト	取組内容
教育（ポジティブ・インパクト） 社会的保護（ネガティブ・インパクト）	➤ 人材育成への取り組み
雇用（ポジティブ・インパクト） 年齢差別、その他の社会的弱者（ネガティブ・インパクト）	➤ ダイバーシティへの取り組み
賃金（ポジティブ・インパクト） 社会的保護（ネガティブ・インパクト）	➤ 働きがいのある職場づくりへの取り組み

■UNEP FI 分析ツールで発出されたものの、インパクト特定しないもの

<ポジティブ・インパクト>

インパクト	特定しない理由
水	➤ 当社事業においてきれいな水へのアクセスに資するサービスの提供は行っていないことからインパクトには特定しない。
エネルギー	➤ 当社事業活動においてバイオマスエネルギーの供給に貢献する取り組みはなくインパクトには特定しない。
健康と衛生	➤ 当社事業における衛生改善に与える影響を踏まえインパクトには特定しない。
文化と伝統	➤ 当社事業活動において文化遺産の保存に貢献する取り組みは行っていないことからインパクトに特定しない。
水域、大気、土壌、生物種、生息地	➤ 当社事業活動において、きれいな水の保全や、大気浄化、土壌を改善・改良させる作業、生態系を改善させる取り組みへの関与はなされていないことからインパクトには特定しない。

<ネガティブ・インパクト>

インパクト	特定しない理由
賃金	➤ 業界平均以上の水準を維持しており、低収入かつ不規則な収入ではないことからインパクトには特定しない。

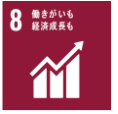
4.本ファイナンスの実行にあたり特定したインパクトと設定した KPI 及び SDGs との関係性

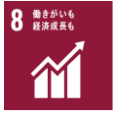
明和グリーンは商工中金と共同し、本ファイナンスにおける重要な以下の管理指標（以下、KPI という）を設定した。設定した KPI のうち、目標年度までに達成したものについては、再度の目標設定等を検討する。

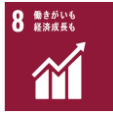
【ポジティブ・インパクト】

特定したインパクト	資源強度、廃棄物		
取組内容（インパクト内容）	廃棄物処理の貢献への取り組み		
KPI	2027 年 2 月までに焼却施設を新設し、以降は行政委託を受け、日量約 50 t の産業廃棄物及び一般廃棄物のごみ処理事業の安定的な運営を行う。		
KPI 達成に向けた取り組み	地域の環境影響に配慮した施設整備をするとともに適正な維持管理に努め、行政の一躍を担う。		
貢献する SDGs ターゲット	9.4	2030 年までに、資源利用効率の向上とクリーン技術及び環境に配慮した技術・産業プロセスの導入拡大を通じたインフラ改良や産業改善により、持続可能性を向上させる。全ての国々は各国の能力に応じた取組を行う。	
	12.5	2030 年までに、廃棄物の発生防止、削減、再生利用及び再利用により、廃棄物の発生を大幅に削減する。	

【ネガティブ・インパクト】

特定したインパクト	健康および安全性		
取組内容（インパクト内容）	従業員の健康増進への取り組み		
KPI	- 有給休暇取得率(取得日数計/算定期間中付与日数計×100%)を 2030/9 期までに 80%まで増加させる。以降は 80%を維持する。 - 有給休暇取得率実績：2024/9 期：73.1%		
KPI 達成に向けた取り組み	計画的な有給休暇取得の推進並びに管理の徹底に継続的に取り組む。		
貢献する SDGs ターゲット	8.5	2030 年までに、若者や障害者を含む全ての男性及び女性の、完全かつ生産的な雇用及び働きがいのある人間らしい仕事、並びに同一労働同一賃金を達成する。	

	8.8	移住労働者、特に女性の移住労働者や不安定な雇用状態にある労働者など、全ての労働者の権利を保護し、安全・安心な労働環境を促進する。	
--	-----	--	---

特定したインパクト	健康および安全性		
取組内容（インパクト内容）	安全な職場環境づくりへの取り組み		
KPI	● 労働災害の発生件数を每期 0 件に抑制する。 ◆ 2024/9 期労働災害発生件数：4 件		
KPI 達成に向けた取り組み	➢ 毎月開催している安全衛生委員会にて労働災害につながる事象の共有及び再発防止への取り組みを強化、継続する。		
貢献する SDGs ターゲット	3.4	2030 年までに、非感染性疾患による若年死亡率を、予防や治療を通じて 3 分の 1 減少させ、精神保健及び福祉を促進する。	
	8.8	移住労働者、特に女性の移住労働者や不安定な雇用状態にある労働者など、全ての労働者の権利を保護し、安全・安心な労働環境を促進する。	

特定したインパクト	健康および安全性		
取組内容（インパクト内容）	幸せデザインサーベイを活用した従業員幸福度の向上への取り組み		
KPI	● 2025 年 9 月までに、幸せデザインサーベイを実施する。実施後に定量的な KPI の設定を行う（目標とするポイントを定める）。		
KPI 達成に向けた取り組み	➢ 継続的に「幸せデザインサーベイ」を実施し、その結果を経営陣と従業員が対話の上、社員にとって満足度の高い、働きがいのある企業を目指す。		
貢献する SDGs ターゲット	8.5	2030 年までに、若者や障害者を含む全ての男性及び女性の、完全かつ生産的な雇用及び働きがいのある人間らしい仕事、並びに同一労働同一賃金を達成する。	

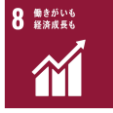
	10.2	2030 年までに、年齢、性別、障害、人種、民族、出自、宗教、あるいは経済的地位その他の状況に関わりなく、全ての人々の能力強化及び社会的、経済的及び政治的な包含を促進する。	
--	------	--	---

特定したインパクト	気候の安定性、資源強度		
取組内容（インパクト内容）	CO2 排出量削減への取り組み		
KPI	● 毎年度 CO2 排出量を 2,000t- CO2 以下にする。また、焼却炉新設以降は、算定した CO2 排出量を基準に新たな排出量削減目標を設定する(エコアクション 21 環境経営目標に反映させる)。 (2024 年度 CO2 排出量 2,002t-CO2) ● エコアクション 21 認証・登録を継続する。		
KPI 達成に向けた取り組み	➢ CO2 排出量の継続的な算定による見える化、従業員の意識改革を継続的に取り組む。 ➢ 運搬車両におけるアイドリングストップ等のエコドライブの徹底を継続的に取り組む。 ➢ 不要時の室内消灯、エアコンフィルターの清掃、エアコンの最適な設定温度を継続的に取り組む。 ➢ エコアクション 21 の計画的な認証・登録にかかる準備を行う。		
貢献する SDGs ターゲット	13.3	気候変動の緩和、適応、影響軽減及び早期警戒に関する教育、啓発、人的能力及び制度機能を改善する。	

【ポジティブ・インパクト】【ネガティブ・インパクト】

特定したインパクト	教育（ポジティブ） 社会的保護（ネガティブ）		
取組内容（インパクト内容）	人材育成への取り組み		
KPI	● 2030/9 期までに廃棄物処理・リサイクル事業に関係する資格取得者数(延べ人数)を 15 名まで増加させ、以降は 15 名以上を維持する。 ◆ 2025 年 2 月現在の資格取得者数：13 名（延べ人数）		
KPI 達成に向けた取り組み	➢ 外部講習会への積極的な参加を促す。 ➢ 資格取得にかかる外部講習会への参加費用の全額会社負担を継続する。		

貢献する SDGs ターゲット	4.4	2030 年までに、技術的・職業的スキルなど、雇用、働きがいのある人間らしい仕事及び起業に必要な技能を備えた若者と成人の割合を大幅に増加させる。	
	8.6	2020 年までに、就労、就学及び職業訓練のいずれも行っていない若者の割合を大幅に減らす。	

特定したインパクト	雇用（ポジティブ・インパクト） 年齢差別、その他の社会的弱者(ネガティブ・インパクト)		
取組内容（インパクト内容）	ダイバーシティへの取り組み		
KPI	◆ 2030/9 期までに 66 歳以上従業員数及び障がい者従業員数をそれぞれ 25 名及び 6 名まで増加させ、以降維持する。 ◆ 2025 年 2 月現在 66 歳以上：21 名、障がい者：5 名		
KPI 達成に向けた取り組み	➤ 再雇用制度等、高齢者雇用制度を維持する。 ➤ ハローワークへの採用登録の実施等障がい者の積極的な登用を行う。		
貢献する SDGs ターゲット	8.8	移住労働者、特に女性の移住労働者や不安定な雇用状態にある労働者など、全ての労働者の権利を保護し、安全・安心な労働環境を促進する。	
	10.2	2030 年までに、年齢、性別、障害、人種、民族、出自、宗教、あるいは経済的地位その他の状況に関わりなく、全ての人々の能力強化及び社会的、経済的及び政治的な包含を促進する。	

■ネガティブ・インパクト（緩和の取り組み）として特定しているものの、KPI を設定しないもの

インパクト	取組内容	設定しない理由
水域、大気、土壌、 生物種、生息地	環境汚染リスク低減への取り組み	処分施設において汚水浸透防止膜を設置する等、雨水等による汚染水は全て処理池に流れ、また、処理池の汚水は最新鋭の水処理施設で魚が生息できるレベルに処理されている。加えて、大気汚染防止法及び特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律等の環境関連法規への遵守及び苦情や訴訟はない等環境汚染低減への取り組みは十分に行われており KPI の設定は行わない。
資源強度、廃棄物	ペーパーレス化への取り組み	会社案内のデジタル化への完全移行、タブレット型電子端末の導入による、会議資料の完全デジタル化への取り組み。さらに、稟議書や各種報告書をシステムによるワークフローに切り替える等既にペーパーレス化への取り組みは十分行われており KPI の設定は行わない。

5.サステナビリティ管理体制

明和グリーンでは、本ファイナンスに取り組むにあたり、楠本代表取締役を最高責任者として、自社の事業活動とインパクトリーダー、SDGs における貢献などとの関連性について検討を行った。本ファイナンス実行後も、楠本代表取締役を最高責任者、笠井室長をプロジェクト・リーダーとし、KPI 毎に選任されたリーダーを中心として、全従業員が一丸となって KPI の達成に向けた活動を推進していく。

(最高責任者)	代表取締役 楠本 隆文
(プロジェクト・リーダー)	安全環境整備室 室長 笠井 賢示

6.モニタリング

本ファイナンスに取り組むにあたり設定した KPI の進捗状況は、明和グリーンと商工中金並びに商工中金経済研究所が年 1 回以上の頻度で話し合う場を設け、その進捗状況を確認する。モニタリング期間中は、商工中金は KPI の達成のため適宜サポートを行う予定であり、事業環境の変化等により当初設定した KPI が実状にそぐわなくなった場合は、明和グリーンと協議して再設定を検討する。

7.総合評価

本件は UNEP FI の「ポジティブ・インパクト金融原則」に準拠した融資である。明和グリーンは、上記の結果、本件融資期間を通じてポジティブな成果の発現とネガティブな影響の低減に努めることを確認した。また、商工中金は年に 1 回以上その成果を確認する。

本評価書に関する重要な説明

1. 本評価書は、商工中金経済研究所が商工中金から委託を受けて作成したもので、商工中金経済研究所が商工中金に対して提出するものです。
2. 本評価書の評価は、依頼者である商工中金及び申込者から供与された情報と商工中金経済研究所が独自に収集した情報に基づく、現時点での計画または状況に対する評価で、将来におけるポジティブな成果を保証するものではありません。また、商工中金経済研究所は本評価書を利用したことにより発生するいかなる費用または損害について一切責任を負いません。
3. 本評価を実施するに当たっては、国連環境計画金融イニシアティブ（UNEP FI）が提唱した「ポジティブ・インパクト金融原則」及び「資金使途を限定しない事業会社向け金融商品のモデル・フレームワーク」に適合させるとともに、ESG 金融ハイレベル・パネル設置要綱第 2 項（4）に基づき設置されたポジティブインパクトファイナンスタスクフォースがまとめた「インパクトファイナンスの基本的考え方」に整合させながら実施しています。なお、株式会社日本格付研究所から、本ポジティブ・インパクト・ファイナンスに関する第三者意見書の提供を受けています。

〈本件に関するお問い合わせ先〉

株式会社商工中金経済研究所

主任コンサルタント 古川 雅也

〒105-0012

東京都港区芝大門 2 丁目 12 番 18 号 共生ビル

TEL: 03-3437-0182 FAX: 03-3437-0190